

10 生徒規定

1 学業

- (1) やむをえず欠席・欠課・早退をしなければならない場合は、担任に申し出ること。突然の場合には当日始業までに保護者より連絡すること。
- (2) 休業のときは教務部の指示に従うこと。

2 テスト心得

- (1) 開始後15分を越えて遅刻した場合は受験できない。
- (2) 名簿順、または指定された座席に着席すること。
- (3) 机の中には一切物が入っていない状態にすること。試験開始5分前には、不必要的ものはすべてカバンに入れ、指定された場所に置くこと。試験中、机の中に何か入っているようなことがあれば、筆記用具であっても不正行為とみなす。
- (4) 机上には筆記用具(鉛筆・シャープペンシル・消し具・シャープペンシルの芯(ケース入り可))以外置かないこと。机の落書きは消しておくこと。鼻炎・風邪等でティッシュペーパーが必要な場合はケースから出し、ティッシュペーパーのみを机上に置くこと(机の中には入れない)。
- (5) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末は、電源を切りカバンに入れておくこと。
- (6) 考査中の筆記用具の貸し借りは禁止する。
- (7) ひざかけ・座布団などについては、試験中原則使用を認めない。ただし、体調面等で必要な場合は、監督に申し出ること。
- (8) 終了時間まで教室を出てはならない。
- (9) 不正行為があった場合は、該当試験を0点とする。

3 生徒会

- (1) 生徒会は学校の指導のもとに、充実した学校生活を営むために自治的活動をする組織である。
- (2) 選ばれた役員や委員は、十分に自覚してその責任をはたすよう努力する。
- (3) 生徒は自ら選んだ役員や委員と協力して、生徒の自主的活動を大切にし、発展させていくよう努力する。

4 通学について

通学については、徒歩・自転車・公共交通機関によるものとする。

5 アルバイト

- (1) アルバイトについては、就業の目的が明確で妥当性があり、かつ学業に支障のない範囲において許可することがある。
- (2) アルバイトをしようとする場合は、保護者と十分に話し合い、担任・専攻教員(1年生を除く)とも相談したうえで、学校の許可を得なければならない。

- (3) 仕事の内容が健全なものであること。夜遅くなるもの、遊興的なもの、危険なものなどをしてはならない。
- (4) 上の(1)～(3)に該当する場合、担任・専攻教員(1年生を除く)の承認を受けたうえで所定の届けを学校に提出すること。
- (5) 要件を満たさなくなった場合は、学校が保護者・本人と相談の上、許可を取消す。

6 旅行

旅行は保護者の許可なくして行ってはならない。旅行するときは、行先・日程・同行者名などを保護者に伝えること。また保護者の同伴がなく宿泊を伴う旅行をする場合は、学校(担任・生活部)に所定の旅行届を提出すること。

7 配布物・掲示物など

- (1) 校内における配布物および掲示物は、担任または担当教員の許可を得て、生活部に届ける。(掲示物の枚数は原則10枚以内とする。HRの掲示は除く)
- (2) 掲示場所は生活部の指示に従うこと。掲示期間が終われば、責任者はすみやかに始末すること。
- (3) 配布物については日時、場所を事前に届け出て、配布後は後始末を行うこと。

8 所持品

- (1) 所持品には必ず記名すること。特に貴重品の保管は厳重にすること。
- (2) 貵重品の所持は必要最小限度にとどめるとともに、鍵のかかるロッカーに保管するなど厳重に自己管理を行うこと。
- (3) 生徒証を常に携帯すること。生徒証を紛失したときは、ただちに担任を通して生活部に届け出て、再交付を受けること。
- (4) 所持品を紛失または拾得したときは、すみやかに生活部に届け出ること。

9 教室使用

- (1) HR教室を放課後等使用するときは、その教室の担任に届け出て許可を得ること。
- (2) 他の教室を使用する場合も、事前にその教室の管理を行う教員の許可を得て、その指示に従うこと。

10 保健室利用

- (1) 保健室は、体調不良やけがの応急処置、健康診断、健康相談、カウンセリングなど、一人ひとりのからだと心の健康、発達への支援をするところである。教員の指示に従って利用すること。
- (2) 保健室での休養は、1時間を目安とする。
- (3) 授業時間内の保健室利用は、欠課となる。
- (4) 内服薬は使用しない。

11 グラウンド使用

- (1) 球技は禁じる。
- (2) LHR時にクラス単位でグラウンドを使用するときは、事前に生活部に届け出て、許可を得ること。

12 コンピュータ・ネットワーク利用

校内でのコンピュータ・ネットワークの使用については、別に定める「コンピュータ・ネットワーク生徒利用規約」を遵守し、情報モラルを積極的に高めながら利用することに努める。

13 登下校

8時25分までに登校し、決められた時刻までに下校すること。

14 外出許可

登校時より授業終了時まで許可なしの外出を禁止する。「外出許可書」持参に限り外出することができる。許可条件は、入学願書の出願など、やむを得ない事情のある場合に限る。

15 自転車通学

自転車による登下校は許可制とする。(詳細は生活部へ)

- 交通安全講習会を必ず受講し、決められたルールを守ること。
- 鍵を必ずかけること。
- 許可シールを貼ること。
- 校内での所定の場所に置くこと。

16 生徒懲戒規程

京都市立高等学校管理運営規則に則り生徒懲戒規程を定める。

- 1 校長および教員は、本校の規則に違反し、教育上必要があると認められるときは、生徒に懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒はこれを次のように定める。
 - (1)退学 (2)停学 (3)訓告 (4)謹慎 (5)訓戒
- 3 懲戒の対象となるのは以下の通りである。

飲酒、喫煙、暴行傷害、窃盗、器物破損、授業妨害、指導不服従、暴言、怠学(エスケープ)、試験時の不正、その他各種の規定に対する違反行為、本校生徒として恥ずべき行為、規律を乱す行為。
- 4 懲戒のうち、退学、停学、訓告、謹慎の処分は、校長が行う。
- 5 生徒を懲戒(訓戒を除く)にする際は、学校生活部長、当該学級担任、学年主任、専攻教員立合いの上、校長より当該生徒に申し渡す。その際、必要に応じて当該生徒の保護者の同席を求める場合がある。

17 身なりについて

「身なり」については、学校生活にふさわしいものを各自が家庭で十分に話し合い、適切に判断すること。また、安全面を十分考慮した服装を着用すること。

- (1) 学校生活にふさわしいものとは、「学習活動に支障がないもの」、「各行事などの性質に応じたもの」を指す。
- (2) 安全面を十分考慮した服装とは、「ケガに結びつかない」、「非常時にすばやく移動できる」、「健康を害さない」ことなどを指す。

(補足事項)

- ・教科・科目・行事の特性上、アクセサリー類を外すことが求められている場合は、それに従うこと。
- ・「大き過ぎるアクセサリー類」、「過剰なピアス」、「ハイヒール」などは、上記(1)、(2)に当てはまらないと判断されるため認めない。